会員各位

令和７年８月１日
西尾労働基準協会

会報２０２５年８月号　目次のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク　ＵＲＬ　西尾労働基準協会 (nishio-rouki.com)

８月１日㈮掲載

「お知らせ」

◆愛知労働局より安全経営あいち賛同の促進要請がでました
以下　促進に向けての関連内容です

◇ 賛同できる条件が１つ増えました
　R1以降の西尾安全管理者選任時研修を受講された会社は賛同できます

◇ 安全経営あいち賛同制度をご説明　内容を事前掲載します
　秋の理事会を前倒しして開催　９月３日㈬　１０：００～１１：００
　にししん文化会館　創作室B(３階)

◇ 参加頂ければ賛同できるセミナーを開催　申し込みQRコード
　濵田氏講師によるリスアセスメントセミナーと
　全国衛生週間説明会　にししん文化会館小ホール
　2025年9月17日㈬　開演13:30　募集期間～9月5日
☞安全経営あいち　賛同申請書は小ホールにてお渡しします

◇ 参加頂ければ賛同できる法定教育の場を追加　是非活用ください
　安全管理者選任時研修　１０月１７日㈮　にししん文化会館
　9.17セミナーは　考え方をお伝えします。
　この研修では考え方に加えてやり方(事例)をセットにしてお伝えし
　皆様の初期工数が低減できるエクセル・PP入りDVDも無料配布します。

◆第４７回　職場対抗ゴルフ大会　参加のご案内　是非ご参加ください。
　２０２５年１０月２５日㈯　西尾ゴルフ

「会報」

◇ 監督署の窓　副業・兼業の場合における労働時間の管理、通算方法について

◇ ２０２５労働無料相談案内

◇ 災害統計　愛知県と西尾市　６月単月と累計

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

副業・兼業の場合における労働時間の管理、通算方法について

労働者が安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理について「副業・兼業に関するガイドライン」が設けられています。ガイドラインでは、事業主を異にする複数の事業場において労働する場合の労働基準法第３８条(時間計算)に基づく複数の事業場の労働時間の通算方法が示されており、その概要は以下のとおりです。

原則的な労働時間の通算方法

●労働時間の通算

自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。

〇副業・兼業の開始前：所定労働時間の通算

→自社と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。

〇副業・兼業の開始後：所定外労働時間の通算

→所定労働時間の通算に加えて、自社と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。

●３６協定の対象

労働時間の通算によって時間外労働となる部分のうち、自社で労働させた時間が、自らの事業場の３６協定の範囲を超えてはならず、その時間外労働時間に応じた割増賃金を支払わなければならない。

●上限規制の対象

実労働時間の上限規制(時間外・休日労働時間が単月１００時間未満、複数月平均８０時間以内)は、自社と他社の労働時間の通算した時間数が対象となる。

使用者は副業・兼業に伴う労務管理を適切に行うため、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが重要です。

また、労働者は、使用者が適切な労務管理を行えるよう、自身でも勤務先の各企業での労働時間を把握し、それぞれの使用者に報告するようにしましょう。

ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページの以下のページにまとめて掲載していますので、こちらもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp /stf/seisakunitsuite /bunya /0000192188.html

ご不明な点などございましたら労働基準監督署までお問い合わせください。

令和4年4月から愛知県下全労働基準協会の会員企業さんのご活用が可能となりました

労働の　トラブル・ご相談・ご質問は　迷わず

企業の労働１１０番！

(052)961-7110　までお電話を

企業　労働　　何でも　１１０番

お電話・メール・ファックス・ご来局

無料相談

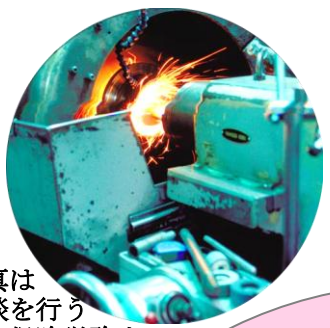

写真は
相談を行う
社会保険労務士
本人です

社員が工場に
出勤途中
交通事故に
あい入院。
労災保険の
手続は？

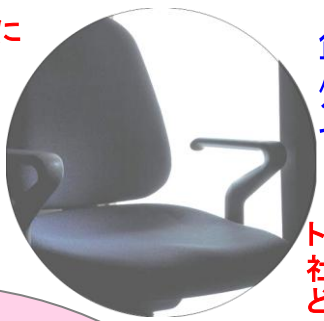

企業ご担当者の専用労働相談
ダイヤルのため、労働者の立場
でのご相談はできません

トラブルメーカーの
社員を解雇したい。
どうしたらできるの？

ドライバーがうつ病に。
どうすればいいの？
休ませて良いの？

法律が変わる
そうだがどんな内容？
どうすればいいの？

労働基準監督署から
残業手当未払いの
指導を受けた。
どうすれば良いの？

シフトの設定。
この方法で良いの？
残業手当の支払い。
これで良いの？

接客の悪い
パート店員を
雇止めしたら
合同労組か
ら団体交渉
の申し入れが。
どうすれば
良いの？

ゼネコンさんから
リスクアセスメントの
実施を求められた。
それ何？

労働問題なら

- ●何でも　民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- ●何時でも　月～金 8:30～17:30（祝日等は除く）
- ●何度でも　労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- ●企業の立場で　秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- ●社会保険労務士等専門家が　他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行なう労働の専門家です

ご相談に応じます　愛知県下各労働基準協会 企業の労働110番 労働相談室

実施：愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾　労働基準協会

無料労働相談ご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人　名北労働基準協会事務局内に**「企業の労働110番労働相談室」**を設置し、社会保険労務士16名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、**無料労働相談**を行います。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

労務・安全衛生管理の判断誤りは企業を揺るがす大事件となることも

労働基準監督署の監督指導・送検

地方裁判所の労働審判

合同労組との団体交渉

裁判

企業の労働110番労働相談室

名　　称：企業の労働110番　労働相談室

設置場所：一般社団法人　名北労働基準協会 内
名古屋市北区清水1－13－1

相談方法：電話・来局・ファックス・メールでの相談

相 談 先：専用相談ダイヤル（052）-961-7110
企業の労働何でも110番
FAX（052）961-9635
E-mail　roudou110@meihokurouki.or.jp

相談対象：愛知県下の労働基準協会会員企業
※労働基準協会に未入会企業さんも、初回1回のみ上記の名北労働基準協会にご来局いただい場合に限り、無料でご相談が可能です。

※企業ご担当者の専用相談室のため、労働者の立場でのご相談はできません。

相談時間：午前8時30分～午後5時30分　土日祝日等除く

相談対応：行政OB、社会保険労務士等の名北労働基準協会等の役職員が相談を行います。

秘密厳守：相談を行う相談員を除き、相談企業名、相談内容の情報は、労働基準協会の役職員も含め、外部には一切秘密とします。企業の立場で親身に相談を行います。安心してご相談ください。

令和6年度相談内訳

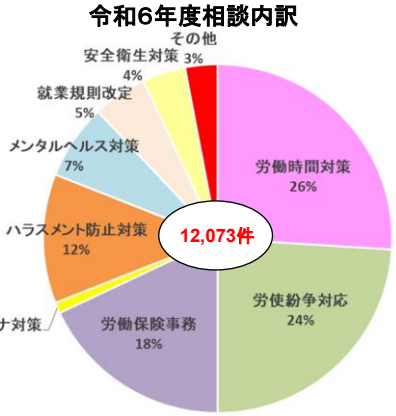

上記相談は名北協会が単独で実施したものです。（一部他地区会員企業を含む）

相 談 事 例

ケース	相談内容
労働時間管理	売上が横ばいなのに時間外労働が増加している。何か良い対策はないのか？労働時間が長いのは特定の社員に限られる。
労使紛争対策	服務規定に度々違反する社員を厳しく指導したら、「パワハラ」だと訴え、加害者の解雇と損害賠償を要求。どうすれば良いの？
労災保険請求	脳出血で亡くなった社員の遺族から、「労災請求したい」との申し出が。どうすれば良いの？時間外労働は1ヵ月40時間程度である。

電話相談

面談相談

名北労働協会 相談室がある

相　談　体　制

公益社団法人　愛知労働基準協会の1名を除き、全員が名北労働基準協会の常勤・非常勤の役職員です。
行政OB（元愛知労働局総務部適用・事務組合課長）1名
特定社会保険労務士（紛争解決手続代理業務資格保有社会保険労務士）7名、社会保険労務士9名、作業環境測定士1名、公認心理師1名
産業カウンセラー2名、キャリアコンサルタント2名、RSTトレーナー（現場監督者安全衛生教育トレーナー）4名

主な相談員

墨　華代
上席労働相談室長。開業特定社会保険労務士。　元愛知県社会保険労務士会副会長。経験豊富な労働相談のスペシャリスト。

藤原朋子
労働相談室長。開業社会保険労務士。非正規労働者待遇差解消等の労務管理の幅広い相談・講演活動を実施。

市之瀬高司
副会長・専務理事。特定社会保険労務士。RSTトレーナー。労働時間・労使紛争対策等幅広い相談・講演活動を実施。

塩谷欽一
公益社団法人 愛知労働基準協会事務局長代理。元名古屋東労働基準監督署長。中央労働災害防止協会の安全衛生相談を実施。

森　一美
労働保険部特別顧問。元愛知労働局総務部適用・事務組合課長。労働基準行政40有余年の実績を基に、幅広い講演・相談を行う。

船岡和彦
労働相談室専門相談員。開業社会保険労務士。就業規則改定、退職金制度設定等の幅広い相談・講演活動を実施。

加藤正人
労働相談室専門相談員。開業特定社会保険労務士。派遣労働者の労務管理、就業規則改定等幅広い相談活動を実施。

加藤　豊
社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング所長。特定社会保険労務士。元名古屋東協会専務理事、元大手電機メーカー労務責任者

福田博司
労働保険部適用推進室長。流通業責任者、年金事務所適用推進担当を経て、現在は労働・社会保険の加入促進指導を行う。

杉山正義
企業内コンプライアンス教育推進室長。作業環境測定士。30有余年多くの企業に訪問し、職場の作業環境測定や改善の提案を行う。

主な上席アドバイザー

行政・民間企業出身の協会専務理事が、各分野の専門家として、必要に応じ相談を行う上記の相談員に助言を行います。

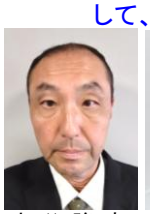

水谷隆宏
名古屋西協会専務理事。元名古屋北、名古屋西、半田労働基準監督署長。元愛知労働局労災保険審査官。

祖父江孝治
岡崎労働基準協会専務理事。元一宮、津島労働基準監督署長、元愛知労働局監督課統括特別司法監督官

槇田敏也
半田協会専務理事。元半田、犬山公共職業安定所長。役降り後、愛知労働局職業安定課で人材育成に寄与。

山脇　薫
豊田協会専務理事。元名古屋南労働基準監督署長。元愛知労働局指導課長。

深田晃平
瀬戸協会専務理事。元大手機器メーカー総務責任者、RSTトレーナー、ホワイトカラー人事・労務認定資格保有者

澤田真也
江南協会専務理事。元名古屋東労働基準監督署長。元愛知労働局監督課主任労働基準監察監督官

企業のお声

尾張旭市、製造業、社員510名、人事部係長　名和さん

社名、内容はお伝えできませんが、民事上も含めて様々な相談に電話で対応して頂いています。社内での検討に加えて、協会からいただく的確なアドバイスは、適正な労務・安全衛生管理に役立っています。

春日井市、仕上工事業、社員30名、工務部部長　立澤さん

社名、内容はお話しできませんが、安全衛生、労働災害防止の質問は、すぐに協会の企業の労働110番にご相談しています。また、協力会社の労災・雇用保険の手続方法も、大変わかりやすくご指導いただいております。

安全経営あんち
リスクアセスメントを通じPDCDSMSをひとつにできる。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（　令和7年7月7日　現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種＼年別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製造業	5	4	8 (1)
食料品製造業			1
化学工業	1		
鉄鋼・非鉄金属	1		
金属製品		1	1
一般・電気・輸送用	1	1	3 (1)
その他	2	2	3
建設業	1	5	9 (2)
土木工事業	1		2 (1)
建築工事業		3	3
その他		2	4 (1)
陸上貨物運送事業	1	1	3 (1)
商業	1 (1)	4 (3)	9 (6)
卸売業			1
小売業	1 (1)	3 (2)	7 (5)
その他		1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業		1	2
上記以外の事業	2 (1)	1	3 (1)
合計	10 (2)	16 (3)	34 (11)

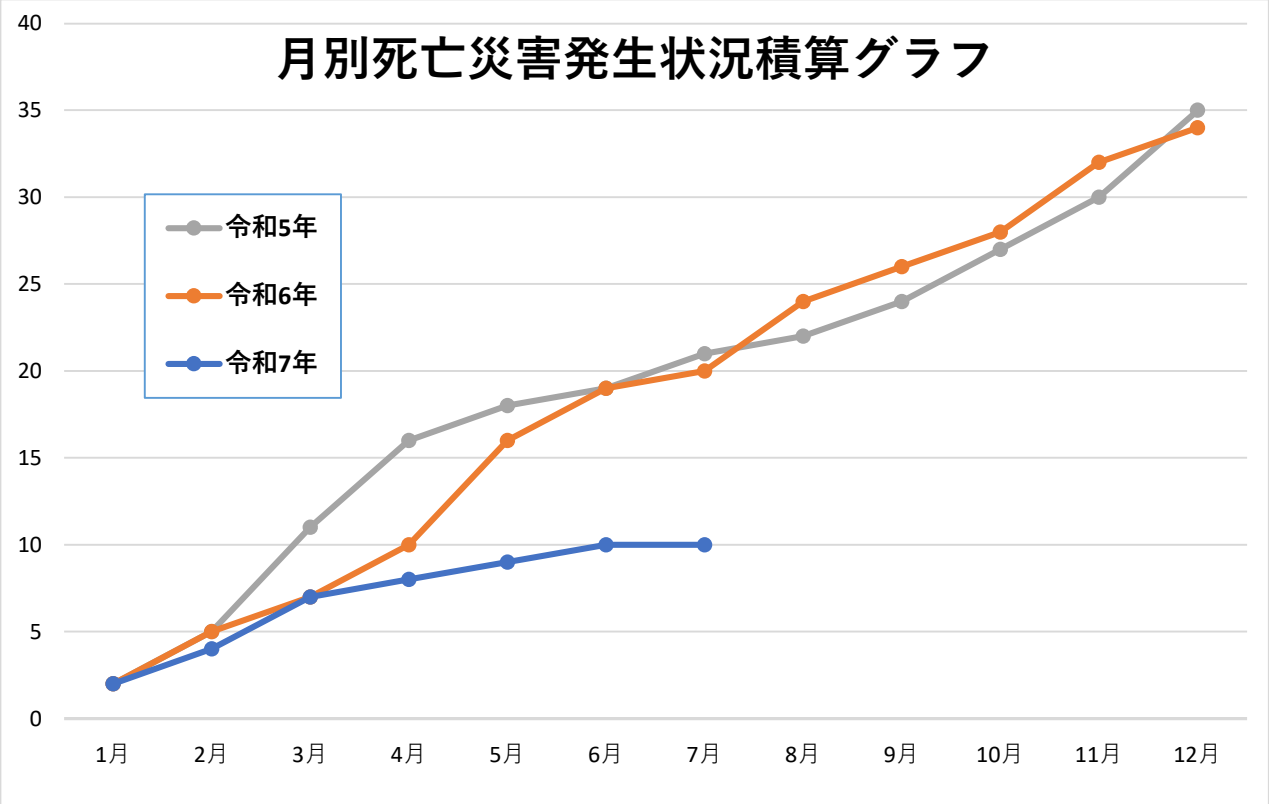

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケットでつかみ、巻き上げたところ、バケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケットと船倉壁面に挟まれ死亡したもの。
事業場規模 10～29名	業種 港湾運送業	40代 積み卸し作業者 経験 1年
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席（高さ約2m）から転落した。
事業場規模 9名以下	業種 土木工事業	60代 その他の運転手 経験 30年
R7.2.4. 2025 ▶ 16:15	もつれ等 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。
事業場規模 10～29名	業種 道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転手 経験 0年
R7.2.6. 2025 ▶ 12:00	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したもの。
事業場規模 9名以下	業種 農業	50代 経験 年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したもの。
事業場規模 300～499名	業種 輸送用機械等製造業	40代 その他の職種 経験 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したもの。
事業場規模 100～299名	業種 化学工業	10代 製造業 経験 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故（道路） トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
事業場規模 9名以下	業種 商業	70代 配達員 経験 15年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
事業場規模 1000名以上	業種 鉄鋼業	20代 製銑工、製鋼工 経験 5年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。
事業場規模 9名以下	業種 その他の製造業	60代 作業員 経験 年
R7.6.23. 2025 ▶ 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したもの。
事業場規模 500～999名	業種 パルプ・紙・紙加工品製造業	30代 作業者・技能者 経験 13年

令和7年　西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年6月末現在

業種＼年別		令和7年		令和6年		増減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製造業		29		27		+2	+7.4%
	食料品製造業	1		3		−2	−66.7%
	繊維工業	2		3		−1	−33.3%
	鉄鋼業	7		2		+5	+250.0%
	金属製品	4		4		0	0.0%
	一般機械器具	2		2		0	0.0%
	輸送機械製造	2		5		−3	−60.0%
	上記以外の製造業	11		8		+3	+37.5%
建設業		4		3		+1	+33.3%
	土木工事業	1		1		0	0.0%
	建築工事業	1		2		−1	−50.0%
	その他の建設業	2				+2	―
陸上貨物運送事業		8		3		+5	+166.7%
小売業		9		9		0	0.0%
	新聞販売	1				+1	―
	その他の小売業	8		9		−1	−11.1%
通信業		2		1		+1	+100.0%
社会福祉施設		2		5		−3	−60.0%
飲食店		3		2		+1	+50.0%
清掃・と畜業		3		1		+2	+200.0%
上記以外の事業		9		13		−4	−30.8%
合計		**69**	**0**	**64**	**0**	+5	+7.8%

※　死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

（ 令和7年6月末現在）

業種		7年6月受付件数	7年発生件数	6年同期	業種	7年6月受付件数	7年発生件数	6年同期
製造業	*小計*	5	29	27	土石採取業			
	食料品製造業		1	3	建設業	3	4	3
	繊維工業・繊維製品製造業	1	2	3	道路旅客運送業		1	
	木材木製品・木製家具製造業				道路貨物運送業	2	8	3
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業			
	化学工業		1	5	商業	3	11	10
	窯業・土石製品製造業	1	1	1	金融・広告業			
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	15	3	保健衛生業	2	4	7
	金属製品、金属家具製造業	1	4	5	接客娯楽業	1	4	5
	一般機械器具製造業	1	2	2	清掃業		3	1
	電気機械器具製造業		1		ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業		2	5	その他の事業	1	5	8
	その他の製造業				*合計*	17	69	64

（　　）内は死亡者数を外数で表す。